

# 本郷小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止基本方針の意義

いじめ防止対策推進法制定の趣旨や福岡県及び大刀洗町のいじめ防止基本方針を参考に、本校においても、いじめの未然予防・早期発見・早期対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「本郷小学校いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめ問題への取組の一層の強化を図る。

## 2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する基本姿勢と主な取組

### 【基本姿勢】

いじめは最大の人権侵害であるという認識に立ち、生徒指導、人権・同和教育の両面から、いじめ防止、児童の安心安全な生活づくりに努める。また、校内体制を整備し、保護者や関係諸機関等と連携し組織的に対応する。

- 「いじめは人間として絶対に許されない行為であるという」強い認識を持つ
- 「いじめは、本校でも、どの児童にも起こりうる」という危機意識を持つ
- 「いじめられている児童を最後まで守り抜く」という強い信念で接する

### 【いじめ未然予防の取組の推進】

いじめを許さない心、いじめられている児童を支える心を育てる。そのために、下記の取組を行う。

- 人間関係づくり、集団づくりの推進—道徳と特別活動の充実
- 体験活動の充実—社会科・生活科・総合的な学習の時間での体験活動の充実
- 規範意識の育成—日常活動での指導の充実
- 命の教育の推進—道徳・保健・日常活動の充実

### 【いじめ早期発見の取組の充実】

いじめを見逃さないシステムを構築し早期発見に努める。そのために、下記の取組を行う。

- 毎月、生活アンケートの実施（6・10・2月は「いじめに特化したアンケート」→あのね週間）
- いじめ防止に特化したリーフレットを、全保護者に配布する。（6・10月）
- 6月と10月と2月に教育相談週間を位置付け、全児童と面談（全職員で対応）
- 毎朝の健康調べによる児童観察及び相談ポストの設置→迅速かつ適切な対応
- 月1回のいじめ不登校対策委員会（生徒指導事例研）の開催

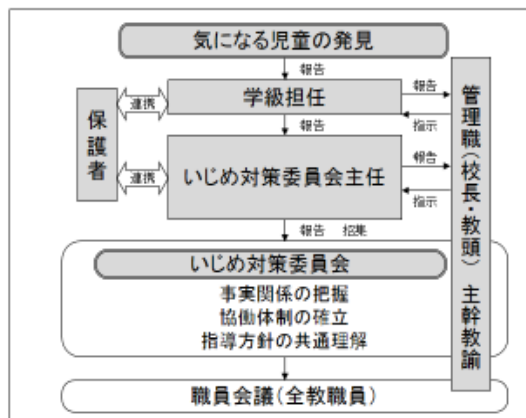
### 【いじめ早期対応の取組の充実】

いじめが認知された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応する。そのために、通報・相談のための体制整備や、いじめ対策委員会の設置による指導体制の整備、いじめ問題に関する教職員の対応能力を高める職員研修を充実する。具体的には、下記の取組を行う。

- いじめ防止のための職員研修の実施

○ 気になる児童を発見した場合の通報・相談のための校内体制の整備（下記の手順で対応）

- ① いじめの疑いがある事案を発見
  - ・発見者は担任に、担任は管理職に第一報
  - ・担任は関係児童に聞き取りを行い管理職に報告
  - [いじめであると断定できる場合やその疑いがある場合]
  - ・管理職、主幹教諭、担任で対応について協議
  - ・担任は、管理職の指示に基づき、被害・加害児童ともに保護者に事実関係及び経過を報告



図：通報・相談のための校内体制

- ② 「いじめ対策委員会」を招集
    - ・事実関係の把握（原因・経過・現在の様子・保護者の様子等）
    - ・今後の方針検討（関係児の対応及び保護への対応、関係学級あるいは学年児童への対応、全校集会や緊急保護者会開催の有無等）
  - ③ 職員会議を開き、いじめ対策委員会での決定事項を確認
  - ④ その後の対応（被害児童やその保護者の意向を最大限に尊重）
    - ・関係児童への指導及び教育相談（必要に応じSSWやSC等との連携）
    - ・保護者への事情説明と協力要請
    - ・学級での指導（必要に応じ全校集会での指導）
    - ・教育委員会への報告
  - ⑤ 関係児童に対する指導と観察の継続、教育相談の推進
  - ⑥ 保護者、職員、教育委員会への指導経過報告
- ※重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、「本郷小学校いじめ問題調査委員会」を立ち上げ、迅速な調査・対応を行う。

#### 【地域・家庭・関係機関との連携】

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるような体制を構築する。そのために、下記の取組を行う。

- 学校だより、学年だより等による啓発
- いじめ防止に特化したリーフレットによる保護者啓発
- 個人面談や電話等による児童の様子や取組の共通理解
- スクールカウンセラー等を招いた校内研修の実施
- 児童の対応方針を明確にするための日常的な教育委員会との連携
- 本郷小学校いじめ防止対策委員会の開催

#### 【本郷小学校いじめ防止対策委員会】

- 構成員
  - 主任児童委員、保護司、PTA代表、スクールソーシャルワーカー、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭
- 定例委員会
  - 6月（趣旨説明） 2月（年間反省）
- 臨時委員会
  - いじめ事案が発生した時：事案の解決に向けた対応協議及び報告